

- ・H25.3.7住宅再建・復興まちづくりの加速化に向けた施策パッケージを公表
- ・総理指示等を踏まえ、さらなる手続きの簡素化などの追加的な措置を実施
- ・用地取得の困難な場合の課題に速やかに対応できるよう手続きの簡素化

I. 手続きの簡素化

事業の短縮化を目指し、必要事項を通知等にて周知した上で実施

①防災集団移転促進事業における事業計画変更の簡素化(土地取得困難地の回避等)

- ・防災集団移転促進事業において、土地取得困難地のある場合等に、事業計画の変更手続きの大幅な簡略化(補助対象事業費の20%未満の場合に届け出のみとした)

②土地収用手続きの効率化

- ・土地収用法上の事前説明会を他の説明会と兼ねて開催することによる効率化
- ・事業認定手続きにおいて、柔軟な審査による審査期間の短縮(標準処理期間3ヶ月を2ヶ月以内へ)
- ・収用裁決手続きにおいて、指名委員制度の活用及び事務局体制の強化等による手続きの円滑化

③財産管理人制度の円滑な活用(不在者、相続対応)

- ・最高裁事務総局、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会に対し、財産管理制度の円滑な活用に向けた協力を要請

(参考)裁判所の取組状況

- ・自治体との連携、自治体による申立てガイドラインの作成に協力
- ・通常必要な手続の代替として、行方不明者届・未発見者証明書等の活用による手続の迅速化
- ・書記官等約25人の増配置、震災対応窓口の設置等の態勢面の整備

④所有者不明土地に係る手続きの円滑化

- ・不明地権者の調査の補償コンサルタント等への委託
- ・土地区画整理事業において、公示送達制度の適切な運用等を通じ所有者不明の土地の換地処分の推進

⑤造成工事等の早期着手

- ・防災集団移転において、土地所有者の同意により事業の大臣同意前に埋蔵文化財調査の実施が可能
- ・土地区画整理において、起工承諾による工事着手
- ・復興まちづくり事業の早期進捗の観点から適切な入札契約方式の選択

II. その他の措置

①設計労務単価の改訂(平成25年度より)

- ・平成25年度の公共工事設計労務単価を改訂(前年度と比べ、被災3県の全職種平均で約21%の上昇)

住まいの復興工程の実現及び加速化のための主な措置①

課題	主な対応方針	主な具体的対応
<u>住宅再建の加速化</u>	・住宅再建等の時期の目安を公表(見える化)	①住宅再建・復興まちづくりのための加速化のタスクフォースを設置 ②住宅再建・復興まちづくり関係事業の工程・目標(住宅・宅地の戸数)の作成、公表
	・実現及び加速化のための措置を実施	③防災集団移転促進事業における土地取得困難地での計画変更手続きの簡素化及び周知 ④入札契約方式の効率的選択について自治体へ周知 ⑤土地区画整理事業における起工承諾による工事着手の周知
<u>用地取得の迅速化</u>	・自治体の用地事務の支援(国のノウハウの提供)	①関係省庁・県の専門家による実務支援チームの始動(25年3月4日)
	・所有者不明等の土地の処理の迅速化 (不在者財産管理制度・相続財産管理制度の円滑な活用等)	②財産管理人制度の運用状況(財産管理人の選任まで1カ月程度等)の自治体への周知及び自治体における申立てガイドライン作成への協力等を最高裁事務総局に要請 (参考)裁判所の取組状況 ・自治体との連携、自治体による申立てガイドラインの作成に協力 ・通常必要な手続の代替として、行方不明者届・未発見者証明書等の活用による手続の迅速化 ・書記官等約25人の増配置、震災対応窓口の設置等の態勢面の整備 ③円滑な財産管理人制度の運用に向けた自治体と地域の弁護士会、司法書士会等の関係団体との連携強化 ④不明地権者調査における司法書士や補償コンサル等の活用の周知 ⑤土地区画整理事業における公示送達制度の適切な運用等を通じた換地手続の促進
	・土地収用手続きの迅速化	⑨事業認定手続きにおける審査期間の短縮(3カ月→2カ月以内) ⑩国交省職員による実務研修の実施 ⑪土地収用法上の事前説明会と他の説明会の開催を兼ねることによる効率化 ⑫収用裁決手続きにおける指名委員制度の活用及び事務局体制の強化等

※赤字は、施策パッケージ第二弾公表時に取りまとめた措置(第一弾で取りまとめた措置でも、その後に通知を発出した等の対応を取った措置を含む)。

住まいの復興工程の実現及び加速化のための主な措置②

課題	主な対応方針	主な具体的対応
埋蔵文化財 発掘調査の 簡素化・迅速化	・発掘調査の迅速化	①従前調査による知見に基づき試掘調査を不要とするなど発掘調査の簡略化と迅速化 ②民間組織の活用による迅速な実施 ③防災集団移転促進事業大臣同意前に調査実施可能であることの周知
	・発掘調査体制の充実	④全国から発掘担当者を派遣(32名(24年10月)→60名体制(25年4月～)へ拡充)
	・発掘調査費用の確保	⑤「復興交付金」による発掘調査費用の確保
人員不足 ＜技術者・技能者の 確保＞	・広域的な人材の確保	①被災地と被災地以外の建設企業が共同する復興JVの導入 ②人材の広域調達に伴う増加費用の精算払い
	・人材の効率的な活用	③発注ロットの大型化 ④5km以内の工事間での技術者の兼任を可能とする配置基準の緩和
資材不足 ＜生コン、砂＞	・地域毎・資材毎のきめ細かな需給対策の実施 ・供給体制の拡充	①発注者、建設業団体、資材団体等で構成する情報連絡会を開催し、需給見通しを共有 ②新たな民間プラントの設置 ③原材料の骨材を地域外から調達 ・遠隔地からの資材調達に伴う増加費用の精算払い ・港で骨材を荷揚げする施設や仮置き場所の拡大 ④公共による公共事業専用のプラントの設置(協議中) ・宮古・釜石地区において、三陸沿岸道路工事のための公共プラントを国が新設

※赤字は、施策パッケージ第二弾公表時に取りまとめた措置(第一弾で取りまとめた措置でも、その後に通知を発出した等の対応を取った措置を含む)。

※被災地においては、入札不調の発生が増加しているが、不調となった工事については、再入札等によりほぼ契約が出来ている。

住まいの復興工程の実現及び加速化のための主な措置③

課題	主な対応方針	主な具体的対応
発注者支援	・被災自治体への人的支援	①全国の自治体からの更なる職員派遣(約1,800人派遣中(25年2月時点)) ②任期付職員等の採用支援(24年度約680名採用,25年度約420名採用予定) ③公務員OB、民間実務経験者等の活用のための新たな取組 ・市区町村OB職員の情報システム構築(約180名登録済(25年2月時点)) ・民間企業等の人材の活用促進のため、財政措置の拡充及び採用手続の周知を実施(平成25年3月1日付) ・青年海外協力隊帰国隊員、国家公務員OB、民間実務経験者等を復興庁職員として採用、市町村に派遣(24名派遣(25年4月1日時点))
	・発注者の負担軽減	④複数地区の設計業務と工事を一括して発注するCM方式の導入(アットリスク型、アットリスク+ピュア型等) ⑤都市再生機構(UR)の活用(25年4月より現地支援体制を大幅に強化) (平成25年3月:220名 → 平成25年4月:303名)
適正な契約価格	・実勢価格の契約価格への適切な反映	①平成25年度公共工事設計労務単価の改訂 (被災3県の全職種平均で対前年度比約21%の上昇) ②人材や資材の広域調達等に伴う増加費用の精算払い(再掲)

※赤字は、施策パッケージ第二弾公表時に取りまとめた措置(第一弾で取りまとめた措置でも、その後に通知を発出した等の対応を取った措置を含む)。

※被災地においては、入札不調の発生が増加しているが、不調となった工事については、再入札等によりほぼ契約が出来ている。